

高齢者なんでも相談室(地域包括支援センター)のご案内

生活圏域	名称	住所・電話番号	担当地域
一	野田市高齢者支援課 高齢者なんでも相談室	〒278-8550 野田市鶴奉7-1 野田市役所 高齢者支援課内 電話 04-7199-2866	●全地区 市内の各高齢者なんでも相談室の総合調整及び後方支援を行います なお、一般の方からのお問合せやご相談もお受けしています。
中央・東部地区	野田市中央 高齢者なんでも相談室	〒278-0037 野田市野田1307-1 特別養護老人ホーム ふれあいの里内 電話 04-7136-2301	●中央地区 野田、上花輪、中野台、清水、堤台、中野台鹿島町、上花輪新町、清水公園 一丁目・二丁目、桜の里一丁目～三丁目、つつみ野一丁目・二丁目
	野田市東 高齢者なんでも相談室	〒278-0003 野田市鶴奉280 特別養護老人ホーム 鶴寿園内 電話 04-7157-2750	●東部地区 目吹、金杉、鶴奉、柳沢、宮崎、横内、中根、大殿井
南部・福田地区	野田市南第1 高齢者なんでも相談室	〒278-0022 野田市山崎2723-3 特別養護老人ホーム 椿寿の里内 電話 04-7123-7066	●南部地区(一部を除く) 山崎、今上、桜台、山崎貝塚町、山崎梅の台、みずき一丁目～四丁目、桜木 山崎新町
	野田市高齢者支援課 高齢者なんでも相談室	〒278-8550 野田市鶴奉7-1 野田市役所 高齢者支援課内 電話 04-7199-2866	●南部地区(一部) 花井、堤根、花井一丁目 ●福田地区 下三ヶ尾、三ツ堀、瀬戸、瀬戸上灰毛、木野崎、上三ヶ尾、二ツ塚、西三ヶ尾
北部・川間地区	野田市北 高齢者なんでも相談室	〒270-0237 野田市中里43-3 特別養護老人ホーム 松葉園内 電話 04-7128-0113	●北部地区 岩名、五木、谷津、吉春、蕃昌、座生、五木新田、七光台、岩名一丁目・二丁目 五木新町、春日町、谷吉、泉三丁目、光葉町一丁目～三丁目 ●川間地区 船形、中里、尾崎、東金野井、長谷、小山、蓮打、日の出町、尾崎台、泉一丁目・二丁目
関宿地域	野田市関宿 高齢者なんでも相談室	〒270-0213 野田市桐ヶ作666 特別養護老人ホーム 関宿ナーシングビレッジ内 電話 04-7196-5588	●関宿地域 関宿台町、関宿江戸町、関宿町、関宿元町、関宿内町、関宿三軒家 関宿台町番外、関宿町番外、平成、平井、東宝珠花、次木、親野井 古布内、桐ヶ作、柏寺、新田戸、中戸、東高野、西高野、関宿江戸町飛地 関宿元町飛地、はやま、中戸谷津、なみき一丁目～四丁目、木間ヶ瀬 岡田、丸井、岡田新田、木間ヶ瀬新田



野田市 福祉部 高齢者支援課 〒278-8550 野田市鶴奉7番地の1 ☎04-7125-1111(代)

令和6年4月

認知症ガイドブック

(野田市版認知症ケアパス

いつまでも住み慣れたまちで暮らすために



この冊子は、認知症の進行状況に応じてどのようなサービスや支援を利用できるのかをまとめたものです。認知症について理解を深め、必要なとき、必要な支援を受け、住み慣れた地域で、自分らしい生活を送れるようにご活用ください。

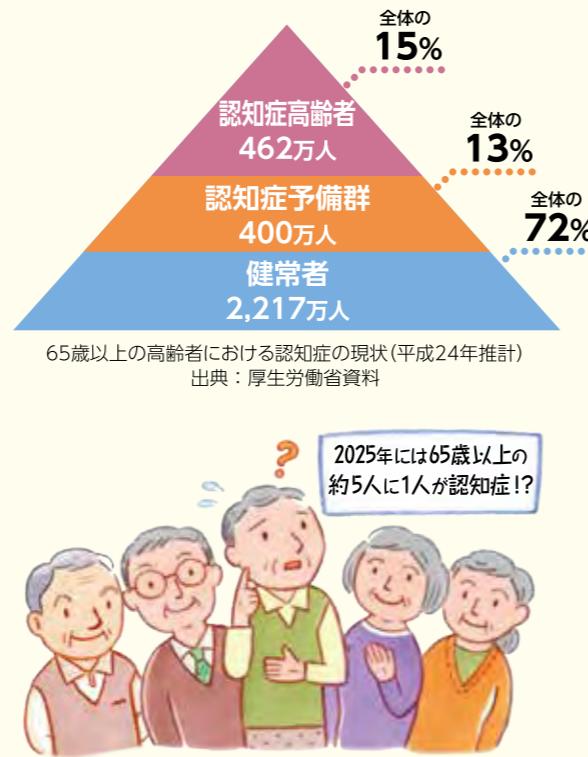
野市町

認知症の現状とこれから…

日本は超高齢社会に突入しており、総人口の29.0%、つまり約3.5人に1人が65歳以上の高齢者となりました。高齢化率は今後もさらに上昇し続けると予測されており、このような背景とともに認知症を発症する高齢者の数も増え続けています。

平成24年(2012年)時点の認知症高齢者の数は約462万人、将来認知症を発症する可能性の高い予備群は約400万人と推計されています。

さらに、最新の調査では、令和7年(2025年)には認知症高齢者が約700万人となり、65歳以上の約5人に1人が認知症になると予想されています。



もくじ

● 認知症を理解しよう	4
● 認知症は早期発見が大切です	6
● 認知症の方への接し方	9
● 認知症を予防するために	10
● こんな支援が受けられます	11

野田市のサービス

認知症予防のために通える場所について	11
地域活動ができる場所について	11
認知症を医療機関で診てもらうとき	12
認知症の相談窓口について	13
その他、地域の身近な相談役について	13
認知症の方の生活を支えるサービスについて	14
金銭管理・権利を守る	15
認知症を理解する	15
介護者が相談や情報交換できる場、地域の居場所について	15
その他の相談窓口について	15

● 認知症の進行と主な症状・状態の変化を知ろう	16
● 野田市版認知症ケアパス	18
● 高齢者なんでも相談室(地域包括支援センター)のご案内	裏表紙

活用方法フローチャート



本人向け

認知症は早期に気づいて対処することで、進行を遅らせることができます。「なんだかおかしい」と感じたら早めに相談しましょう。

こんなときどういたらいいですか?	ページ数
■ 認知症予防を行える場所に通いたいとき	11
■ 「認知症かもしれない」と心配になり、医療機関を受診したいとき	12
■ 認知症のことで不安を感じたり、困りごとを相談したいとき	13
■ 認知症になった場合の、地域での居場所を探したいとき	15
■ 財産管理に自信がなくなってきたとき	15
■ 車の運転に自信がなくなってきたとき	15

家族向け

認知症介護は、家族だけで抱え込まず、地域の方や相談機関、医療・介護の専門機関などさまざまな人の力を借りることが大切です。



こんなときどうしたらいいですか?	ページ数
■ 認知症はどのような経過をたどるのか知りたいとき	16・17
■ 認知症の方に、家族がどのように接すればよいか知りたいとき	9
■ 「家族が認知症かもしれない」と不安になったとき	13
■ 認知症の介護をしていて、ついイライラしてしまう場合に、少しでも休める時間を確保したいとき	13
■ 認知症の方が外出して、行方不明にならないか心配なとき	14
■ 同じ悩みを持つ方々と情報交換したいとき	15
■ 家族の車の運転に危険を感じたとき	15

地域住民向け

認知症になっても安心して暮らせる地域づくりのために、認知症への正しい理解と地域ぐるみでの見守りについて考えていきましょう。



こんなときどうしたらいいですか?	ページ数
■ 近所の方が認知症かもしれない場合、どのように接すればよいか知りたいとき	9
■ 地域ではどのように認知症の方を見守っているのか、具体的に知りたいとき	13
■ 認知症について学びたいとき	15

認知症を理解しよう

認知症とは、なんらかの原因によって脳が障害を起こし、認知機能（記憶力や判断力など）が低下し、日常生活や社会生活に支障をきたす状態のことです。具体的な症状には、記憶・記録障害や見当識障害などの中核症状、不安・焦燥、妄想などの行動心理症状（BPSD）があります。

原因となる病気はさまざまですが、次の4つの疾患に起因するものが全体の9割を占めています。



●認知症の主な種類と特徴

種類	症状	特徴	進行
アルツハイマー型 認知症 	<ul style="list-style-type: none"> ●最近のことを忘れる ●身体的機能が低下することが多い ●もの忘れの自覚がない（早期には自覚していることもある） 	脳内に発生したアミロイドβたんぱくやタウたんぱくという物質が原因で、脳の神経細胞が徐々に低下・死滅する	緩やかに発症し、徐々に進行する
レビー小体型 認知症 	<ul style="list-style-type: none"> ●リアルな幻視・それに基づいた妄想がある ●手足のふるえや筋肉の硬直が起こる（パーキンソン病症状） ●頭がハッキリしている時と、ボーッとしている時がある 	脳内にレビー小体という物質が蓄積されることにより、脳の神経細胞が損傷を受ける	初期には症状に波があり、徐々に進行する
脳血管性 認知症 	<ul style="list-style-type: none"> ●認知機能低下がまだらに起きる ●片麻痺、嚥下障害、言語障害などの症状が多く見られる 	脳梗塞や脳出血などの脳血管疾患がもとで、脳の神経細胞の働きが低下・死滅する	急性で、発作のたびに階段状に悪化する
前頭側頭型 認知症 	<ul style="list-style-type: none"> ●感情の抑制がきかなくなる ●同じ行動を繰り返す ●万引きなどの反社会的行動をとることがある 	脳の前頭葉や側頭葉で、神経細胞が減少して脳が萎縮する	緩やかに進行していく、体が動かなくなり、寝たきりになる可能性がある

●「認知症」と年相応の「もの忘れ」の違い

誰しも年をとると、もの忘れをしやすくなりますが、認知症の初期症状にみられる記憶障害による「もの忘れ」と、生理的老化による年相応の「もの忘れ」とは異なります。

認知症の「もの忘れ」	生理的老化による「もの忘れ」
<p>◆体験のすべてを忘れてしまう</p> <p>体験したこと自体を忘れてしまいます。</p>	<p>◆体験的一部分を忘れる</p> <p>食事の内容などを忘れることがあります。</p>
<p>◆もの忘れたことを自覚できない</p> <p>忘れていること自体を気づかなくなります。</p>	<p>◆もの忘れたことを自覚がある</p> <p>自分が忘れっぽいことをわかっています。</p>
<p>◆日時、人、場所などがわからなくなる</p> <p>月日や家族、自宅の場所などがわからなくなります。</p>	<p>◆日は多少間違えても、月は間違えない。人物、場所などは覚えている</p> <p>家族や自宅の場所を忘れるはありません。</p>
<p>◆性格が変わる</p> <p>頑固や怒りっぽさなどが目立つようになります。</p>	<p>◆性格に大きな変化はない</p> <p>態度や人格面は変わりません。</p>
<p>◆日常生活に支障がある</p> <p>ふだん生活するうえで、さまざまな支障が起きます。</p>	<p>◆日常生活に支障はない</p> <p>問題なく日常生活を送ることができます。</p>

認知症は早期発見が大切です

認知症は進行性の疾患なので、気づかないまま放置すると、どんどん症状が悪化してしまいます。現在、認知症を完治させる薬や治療法はありません。しかし、生活習慣病と同じように早期に発見し適切な治療を行うことで、病気の進行を遅らせることができます。

認知症を疑うような行動や体調の変化に気づいたら「気のせいかな」「年だから仕方がない」と自分で判断せず、専門の医療機関や地域の相談窓口を訪ねてください。

早期発見によるメリット

- ① 発症の原因によっては、早い段階で治療を始めれば改善が期待できる場合もあります。
- ② 早期の対応でその後の症状の緩和や進行の遅延が期待できます。
- ③ 今後の生活の備えやもしものときの話し合いを、余裕をもって進められます。

●気づいてください！認知症のサイン

何回も同じことを尋ねたり、身だしなみに気を使わなくなるなど、以前と違う様子があれば認知症の前兆の可能性があります。日常生活の中で「おや?」「ひょっとして…」と感じるような小さなサインを見逃さないように注意を払ってみましょう。本人の自覚や周囲の人の気づきが大切です。

本人の気づき

- しっかり寝ているのに昼間にウトウトしてしまう
- 気分が落ち込み不安感が強くなった
- 車の駐車が以前より下手になった
- 仕事や家事でうっかりミスが増えたなど



家族など周囲の人の気づき

- 同じことを何回も尋ねる
- 短気になった、あまり外出しないなど、以前と違う様子が見られる
- 几帳面できれい好きな人だったのに、家がひどく散らかっている
- 料理の味付けが以前と変わったなど

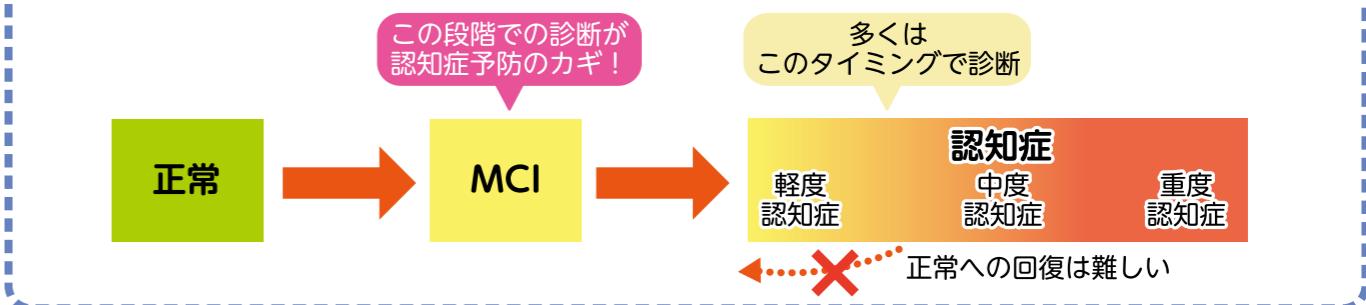


●軽度認知障害(MCI)について

軽度認知障害は、正常と認知症の間の状態のことです。MCI(Mild Cognitive Impairment)とも呼ばれます。認知症のような症状があるものの生活にはほとんど支障がなく、認知症の診断基準には当てはまらない状態のことをいいます。記憶力が低下したり、新しいことを覚えにくくなったり、集中力が落ちるなど、認知機能の低下が見られますが、この段階で対処すれば、認知症への進行を遅らせることができます。



軽度認知障害(MCI)と認知症の関係



●若年性認知症について

65歳未満で発症した認知症を若年性認知症といいます。高齢期に発症する場合と医学的には大きな違いはありませんが、女性よりも男性に多く発症するといった特徴があります。また若いがゆえに、何らかの異常が現れていても本人も周囲も認知症のせいとは思い至らず、発見が遅れてしまう傾向があります。40～50代の働き盛りでの発症が多いため、仕事への影響や家族の精神的・経済的負担も大きくなります。早い段階で、適切な支援につなげるためには、早期の正しい診断が重要となります。



千葉県若年性認知症専用相談窓口

若年性認知症の方本人や家族に関わるさまざまな支援を行っている若年性認知症支援コーディネーターに相談できます。本人や家族だけでなく、勤務先などからの相談にも応じます。

☎ 043-226-2601 (直通)
月・水・金曜日9時から15時まで
(年末年始・祝日を除く)
※変更の可能性あり(最新の情報は、「千葉県 若年性認知症」で検索)

若年性認知症コールセンター

専門的教育を受けた相談員が、若年性認知症の方本人や家族が抱える悩みや心配事の相談に応じます。
メールでの相談もできます。
[ホームページ] <https://y-ninchisyotel.net/>

☎ 0800-100-2707
月曜日から土曜日10時から15時まで
ただし、水曜日10時から19時まで
(年末年始・祝日を除く)

ちば認知症相談コールセンター

認知症の人と家族の会千葉県支部が千葉県と千葉市の委託を受けて運営するコールセンターです。面接相談(予約制)も行っています。

[電話相談]
☎ 043-238-7731
月・火・木・土曜日10時から16時まで
[面接相談]
電話にて要予約
原則金曜日10時から16時まで

●試してみよう!「大友式認知症予測テスト」

このテストは、ごく初期の認知症や認知症に進展する可能性のある状態などを、本人や家族が簡単に予測できるように考案されたものです。

質問項目	ほとんどない	ときどきある	頻繁にある
同じ話を無意識に繰り返すことがある	0点	1点	2点
知っている人の名前が思い出せないことがある	0点	1点	2点
物をしまった場所がわからなくなることがある	0点	1点	2点
漢字を書くときに思い出せないことが多くなった	0点	1点	2点
今しようとしていることを忘れてしまうことがある	0点	1点	2点
以前に比べ器具の取扱説明書を読むのが面倒になった	0点	1点	2点
理由もなく気分が落ち込むときがある	0点	1点	2点
以前に比べ身だしなみに興味がなくなった	0点	1点	2点
以前に比べ外出する気が起らなくなった	0点	1点	2点
物(財布など)が見つからず、誰かがどこかへやったと思うことがある	0点	1点	2点

0~8点	問題なし	もの忘れも老化現象の範囲内。疲労やストレスによる場合もあります。8点に近かったら、気分の違うときに再チェック。
9~13点	要注意	家族に再チェックしてもらったり、数か月単位で間隔を置いて再チェックを。認知症予防策を生活に取り入れてみてはいかがでしょうか。
14~20点	要診断	認知症の初期症状が出ている可能性があります。家族にも再チェックしてもらい、結果が同じなら、専門医や高齢者なんでも相談室に相談を。

医学博士:大友英一氏 (社会福祉法人浴風会病院名誉院長)
(認知症予防財団HPより)

認知症の方への接し方

認知症の方は、記憶力や理解力は低下しますが、喜怒哀楽の感情は今までと同じように持ち続けています。本人の気持ちに寄り添い、人としての尊厳や自尊心を傷つけないようにしましょう。関わり方次第では、介護者を悩ませる周辺症状の多くを和らげることができます。

1

自尊心(プライド)を傷つけない

- 命令的、高圧的な態度をとらない
- 間違いを否定したり、失敗を叱ったりしない
- 理解できない言動が見られても、調子を合わせる



ポイント

記憶や言葉を失っていても、感情や、過去の生活体験の記憶は残っています。思うように動けなかったり同じ失敗を繰り返すことで、一番つらいのは本人です。

2

安心感を与える

- ゆっくり簡潔な言葉で、目線の高さを合わせて笑顔で接する
- 環境の急激な変化を避け、本人のペースを尊重する
- ひとりぼっちにしない



ポイント

認知症の人の日常は不安の連続です。ストレスは症状の進行につながります。

3

本人の意欲や意向を尊重する

- わかっていないと決めつけず、本人に聞く、尋ねる、確認する
- その人の生い立ちや職歴、嗜好などを理解して接する
- できること(残存能力)を引き出し、ほめる



ポイント

人間ですから、好みがあればしたくないこともあります。

認知症の方への接し方に絶対はありません。今日うまくいった対応が、明日もうまくいくとは限りません。「こうすべき」、「こうしてはいけない」とあまり思い込まずに、接し方の参考としてください。

認知症を予防するために

認知症にはまだ解明されていないことが多いのですが、危険因子となる行為・習慣や、症状の改善に有効な予防策が明らかになりつつあります。取り組み次第では発症を防いだり、症状の進行を遅らせられることもわかってきました。認知症を予防するために、まずは日頃の生活習慣を見直してみましょう。



食生活

●野菜やくだものを積極的に食べる

野菜やくだものに含まれているビタミンC・E、βカロテンなどには抗酸化作用があり、認知症予防の効果が高いので、たくさん摂取するようにしましょう。



●不飽和脂肪酸が脳を活性化

サバやイワシ、アジなどの青背の魚には、脳の神経伝達を活性化させて、脳の血流をよくする不飽和脂肪酸(DHA=ドコサヘキサエン酸、EPA=エイコサペンタエン酸)が含まれています。



●よく噛んで、ゆっくり食事をする

肥満は、脳血管性認知症の原因となる脳卒中を誘発します。食事をゆっくりと食べることで食べすぎや肥満を防ぐことにもつながります。また、食事をよく噛んで食べることにより、脳細胞の活性化を促します。



運動

●ウォーキングのすすめ

ウォーキング、サイクリング、水泳などの有酸素運動には、脳により多くの酸素を取り込み、血液循環をよくする効果があり、認知症の発症リスク低減につながると考えられています。まずは気軽にはじめられるウォーキングを日課にしましょう。

●筋力トレーニングも効果的

ウォーキングとともに、適度な筋力トレーニングも行うとより効果的です。天気の悪い日でも、室内で簡単にできる筋力トレーニングを実践して、認知症予防に役立てましょう。



脳の活性化

思考力や集中力を養ったり、自らが積極的に活動できる趣味やレクリエーションは、認知症予防に有効です。

また、社会との関わりをもち、他者との活発なコミュニケーションを行うことは、脳細胞の活性化に役立ちます。

- 音楽や絵画などに親しむ
- 短歌や俳句・陶芸などの創作活動
- 囲碁・将棋などを楽しむ
- プラス思考で、ストレスをためない
- おしゃれに気を使う
- 地域の行事に積極的に参加する など



こんな支援が受けられます

認知症予防のために通える場所について

シルバー リハビリ体操

介護予防10年の計。

身体能力が低下した高齢者でも無理なく行える「いつでも、どこでも、ひとりでも」できる体操で、体操指導士になった市民が一般の市民を指導するしくみです。市では、シルバー・リハビリ体操の体験教室や、指導士を養成する養成講習会を実施しています。



問合せ 高齢者支援課 高齢者支援係 ☎04-7123-1092

のだまめ学校

介護予防10年の計。

運動・栄養・社会参加をテーマにした介護予防の講座を実施しています。全講座を網羅し、のだまめ学校(保健センター4階)で行う本講座、講座の依頼があつた身近な場所に出張する出前講座、市内のイベント等に出向いて行う出前ミニ講座があります。



問合せ 高齢者支援課 高齢者支援係 ☎04-7123-1092

えんがわ

介護予防10年の計。

介護予防や孤立化防止のため、地域住民が主体となって行う通常の場で、体操や趣味活動などを行います。



問合せ 高齢者支援課 高齢者支援係 ☎04-7123-1092

シルバーサロン

地域の高齢者が気軽に集い、おしゃべりや情報交換などができます。おおむね65歳以上の方なら誰でも利用できます。

はつらつ・ゆうみい
☎04-7197-2133
所在地 中根193(パルシステム千葉のだ中根店敷地内)
開設日時 月曜日から金曜日(年末年始を除く)
10時から15時まで

地域活動ができる場所について

いきいきクラブ(老人クラブ)

地域の高齢者が集まり、クラブ活動を通じて相互の親睦や教養を身につけ、生きがいのある毎日を送れるようにするために、自主的に活動している団体です。入会については、いきいきクラブ連合会事務局(高齢者支援課内)までお問い合わせください。

問合せ 高齢者支援課 高齢者支援係(いきいきクラブ連合会事務局) ☎04-7123-1092

介護支援ボランティア制度

市内にお住まいの65歳以上の方が、市の指定する介護保険施設などで行ったボランティア活動の活動時間に応じて受入施設から手帳にスタンプを押してもらい、スタンプ数に応じて年間5,000円を上限に交付金が受け取れる制度です。

問合せ 高齢者支援課 高齢者支援係 ☎04-7123-1092

認知症を医療機関で診てもらうとき

本人または家族の認知症が心配なときは、まずは普段の様子を知るかかりつけ医に相談しましょう。かかりつけ医がいなければ、認知症の相談ができる医療機関に相談してみましょう。

かかりつけの医療機関

必要に応じて、かかりつけ医からの紹介で専門病院での診察や検査を案内されることがあります。

認知症の相談ができる医療機関

医療機関に関する相談は、お住まいの地区を担当する高齢者なんでも相談室でお受けします。



問合せ 各高齢者なんでも相談室(地域包括支援センター) ※連絡先裏表紙参照

認知症疾患医療センター

千葉県が指定する病院に設置するもので、保健・医療・介護機関などと連携を図りながら、認知症疾患に関する専門相談・鑑別診断などを行う専門医療機関です。

医療法人社団天宣会 北柏リハビリ総合病院

☎04-7110-6611 在地 柏市柏下265

医療法人社団弥生会 旭神経内科リハビリテーション病院

☎047-330-6515 在地 松戸市栗ヶ沢789-1

医療機関にかかるとき

認知症の疑いのある人が、自ら医療機関を訪れるケースはほとんどありません。ただし、無理に病院に連れ出したりすることは、本人のプライドを傷つけ不快な思いをさせることになります。周囲が心配していることを十分に説明して、本人が納得したうえで受診するようにしましょう。



Q 何科で見てもらえばいいの？

A 精神科・神経科・神経内科・脳神経外科・老年病内科などで専門医の診断を受けることができます。もの忘れ外来や認知症外来といった専門外来を設けている医療機関もあります。かかりつけの医師からの紹介で受診するとスムーズです。本人を連れて行くのが難しい場合は、家族の方だけで相談することもできます。



Q 受診の際に必要なものは？

A 認知症の方は医師の前では、はっきりとした受け答えができる場合があります。

症状や症状が現れた時期などについてできるだけ正確に伝えられるよう、いつ頃からどのような症状が見られるようになったかなどについてメモしておくことが大切です。

認知症の相談窓口について

「もしかして認知症かな？」と気になったときには、迷わず下記の相談窓口をご利用ください。

高齢者なんでも相談室(地域包括支援センター)

高齢者の方が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、必要な援助・支援を行う地域の総合相談窓口です。



問合せ 各地区高齢者なんでも相談室・
高齢者支援課 高齢者なんでも相談室(地域包括支援センター) ※連絡先裏表紙参照

認知症初期集中支援チーム

認知症の早期診断・早期対応を目的とし、認知症専門医、医療・介護・福祉の専門職で構成される認知症の支援チームが、認知症の方や疑いのある方、その家族の困りごとを確認し、適時・適切な医療や介護サービスなどが受けられるようサポートします。

問合せ 高齢者支援課 高齢者なんでも相談室(地域包括支援センター) ☎04-7199-2866

野田市の相談窓口

高齢者支援課の窓口では、介護保険の手続きや福祉サービスなどの相談ができます。



問合せ 高齢者支援課 ☎04-7125-1111

社会福祉協議会

各種福祉サービスや相談活動、ボランティア支援など、地域のさまざまな福祉活動に取り組んでいます。



問合せ 社会福祉協議会 ☎04-7124-3939

その他、地域の身近な相談役について

民生委員児童委員

厚生労働大臣から委嘱を受け、身近な相談相手として、常に住民の立場で相談に応じ、市やその他関係機関などと連携しながら必要な支援を行い、社会福祉の増進に努めています。



問合せ 生活支援課 社会係 ☎04-7199-2573

居宅介護支援事業所

介護サービス全般の専門職である介護支援専門員(ケアマネジャー)がいます。サービスの利用に関する相談やケアプランの作成・サービス事業所との連絡調整を行います。



問合せ 各地区高齢者なんでも相談室(地域包括支援センター) ※連絡先裏表紙参照

認知症の方の生活を支えるサービスについて

自宅で生活が続けられるように、日常生活を支えるサービスです。

訪問理容 サービス

ひとり暮らしおよび高齢者のみの世帯で、一般的な理容サービスを受けることが困難な方または要介護3以上の認定を受けた方に、理容サービスに係る訪問費用を助成します。

※利用に要件あり

問合せ 高齢者支援課 高齢者支援係 ☎04-7123-1092

介護用品 支給事業

介護認定を受け、おむつが必要と認められる要介護者および要支援者を介護している方または要介護者などの本人へ紙おむつを支給します。

※支給に要件あり

問合せ 高齢者支援課 高齢者支援係 ☎04-7123-1092

配食サービス

おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者や、65歳以上の高齢者のみの世帯で、老化による衰弱、心身の障がいや傷病などの理由により食事の調達が困難な方を対象に、夕食を届けることで、食生活の改善や安否の確認などを行います。

※利用に要件あり、利用者負担あり

問合せ 高齢者支援課 高齢者支援係 ☎04-7123-1092

福祉タクシー

要介護者などが会合への出席、通院などにタクシーを利用する場合、タクシー運賃の一部を助成します。

※利用に要件あり

問合せ 高齢者支援課 高齢者支援係 ☎04-7123-1092

徘徊高齢者家族 支援サービス

徘徊高齢者を介護する家族に無線発信機を貸与し、高齢者自身に無線発信機を持たせ、徘徊があった場合に、市の指定した事業者がGPSなどで居場所を確認して家族などに伝え、徘徊高齢者の安全を確保します。

※利用に要件あり、利用者負担あり

問合せ 高齢者支援課 高齢者支援係 ☎04-7123-1092

救急医療 情報キット

高齢者が自宅で倒れ、救命活動が必要になった時に備え、あらかじめ必要な医療情報を記入し、冷蔵庫で保管するための救急医療情報キットを無料で配布します。

※支給に要件あり

問合せ 高齢者支援課 高齢者支援係 ☎04-7123-1092

ひとり暮らし 高齢者等ごみ出し 支援事業

家庭から排出されるごみなどを集積所へ出すことが困難な高齢者、障がい者などに対し、安否の確認を行ながらごみなどを戸別収集します。

※利用に要件あり

問合せ 清掃管理課 収集係 ☎04-7138-1001

金銭管理・権利を守る

日常生活 自立支援事業

定期的な訪問により、福祉サービスの利用や、日常的な金銭管理をお手伝いすることで、高齢者や障がい者の方が住み慣れた地域で生活できるように支援します。

問合せ 社会福祉協議会 成年後見支援センター ☎04-7124-3939



成年後見制度

判断能力が不十分なために、財産侵害を受けたり、人としての尊厳が損なわれたりすることがないように、法律や生活面で支援することができます。

社会福祉協議会 成年後見支援センター ☎04-7124-3939

相談 各高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）
※連絡先裏表紙参照

申立て・受付 千葉家庭裁判所松戸支部 ☎047-313-0153
任意後見契約 柏公証役場 ☎04-7166-6262

消費生活 相談窓口

悪徳商法等による被害に遭った等、消費者トラブルで困ったときは、消費者ホットライン「188」または野田市消費生活センターにご相談ください。

野田市消費生活センター ☎04-7123-1084
消費者ホットライン ☎188

認知症を理解する

認知症 サポーター

認知症センター養成講座を受講・修了した方で、認知症を正しく理解し、認知症の方やその家族を地域で温かく見守る応援者です。認知症センターは「認知症の方を応援します」という意思を示す目印として「オレンジリング」を身に付けています。

問合せ 各高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）※連絡先裏表紙参照

介護者が相談や情報交換できる場、地域の居場所について

「悩みやつらさを誰かに話したい…」「同じように介護している人のアドバイスを聞きたい…」そんな時は一人で抱え込まずに、交流の場に参加しましょう。

オレンジカフェ (認知症カフェ)

認知症の方やその家族が専門職や地域の人々と集い、情報交換や交流ができる場です。

問合せ 高齢者支援課 高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター） ☎04-7199-2866

認知症の人と 家族の会 千葉県支部

当事者を中心に組織された公益社団法人で全国47都道府県に支部があり、認知症の情報や体験談などを掲載した会報「ぼ～れば～れ」の発行や認知症介護者家族の交流などを行っています。

問合せ 認知症の人と家族の会 千葉県支部 月・火・木曜日13時から16時まで ☎043-204-8228

その他の相談窓口について

免許に関する 相談窓口

運転免許証の自主返納や運転経歴証明書の申請手続き、運転についての相談に応じています。

問合せ 野田警察署 交通課 ☎04-7125-0110(内線415)
月曜日から金曜日 8時30分から12時まで、13時から17時まで

認知症の進行と主な症状・状態の変化を知ろう

●認知症の状態や症状

症状や状態	軽度認知障害(MCI)	初期	中期	後期
	認知症の疑いがある	認知症を有するが日常生活は自立している	誰かの見守りがあれば日常生活は自立している	日常生活に手助けや介護が必要
本人の様子	<ul style="list-style-type: none"> ●もの忘れがあるが自覚しており、買い物や金銭管理などの日常生活は自立している <p>～MCIとは～ 正常な状態と認知症の中間で、記憶力や注意力などの認知機能に低下がみられるものの、日常生活に支障をきたすほどではない状態。</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ●食事の内容を忘れることがある ●たまに薬の飲み忘れがある ●買い物や事務作業、金銭管理に少し不安がある 	<ul style="list-style-type: none"> ●時間や日にちがわからなくなる ●同じことを何度も言ったり聞いたりする ●季節や場所に合わない服装をする ●食事したこと自体を忘れる ●服薬管理ができなくなる ●通帳などの保管場所がわからなくなる ●ゴミ出しができなくなる 	<ul style="list-style-type: none"> ●電話や訪問者への対応が一人では難しくなる ●着替えや食事、トイレ等がうまくできない ●外出時、道に迷うことがある ●文字が上手に書けなくなる ●財布を盗られたなどの妄想がある 
記憶面				
見当識		<p>考えるスピードが遅くなる 同時に複数のことができない</p>	<p>気持ちを言葉でうまく伝えられない</p>	
介護者の気持ち	<ul style="list-style-type: none"> ●同じことばかり聞かれるとイライラする ●もしかしたら認知症かも ●どこに相談したらいいんだろう ●今後どうなっていくのか不安 		<ul style="list-style-type: none"> ●消費者被害に遭わないか心配 ●徘徊したらどうしよう ●介護サービスの利用の仕方がわからない ●病気だとわかついていても怒ってしまう ●介護に疲れた、本人から離れて少し休みたい 	<ul style="list-style-type: none"> ●施設などに相談をした方がいいのかな ●看取りのことが不安
対応	<ul style="list-style-type: none"> ●かかりつけ医に現在の症状を伝え、要介護認定の申請の時期などについて相談しましょう ●必要に応じて、高齢者なんでも相談室や市へ相談しましょう ●認知症について学ぶ機会を持ちましょう 	<ul style="list-style-type: none"> ●認知症や介護保険などについて学ぶ機会を持ちましょう ●親しい方には認知症であることを伝えておき、理解者・協力者をつくりましょう 	<ul style="list-style-type: none"> ●介護サービスなどを活用して、家族の負担を減らしましょう ●将来に備えて、成年後見制度等の利用を検討しましょう ●徘徊に備えて、身元がわかるようにしましょう ●交流会や電話相談などで情報収集しましょう ●地域で受けられるサービスについて調べましょう 	<ul style="list-style-type: none"> ●認知症が進行した後の生活について、可能な限り本人の視点に立って相談をしましょう ●安心な生活を送れる環境を整えましょう ●生活全般の支援を受けるようにしましょう ●施設への入所についても検討しましょう ●人生の最後をどのように迎えるかについて、早い段階から医師などと相談しておきましょう 

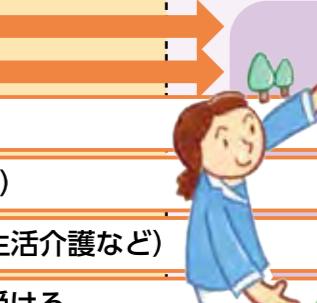
野田市版認知症ケアパス

「認知症ケアパス」は、認知症の進行状況に応じて、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスなどが利用できるのかを概略で示したものです。

認知症の進行状況は個人により異なり、必要な支援体制も異なりますので、すべての方に当てはまるものではありませんが、今後の目安として参考にしてください。

●症状や状態に応じて利用できる支援やサービス

認知症の進行状況 (右に行くほど発症から時間が経過している)

認知症の症状や状態の変化	軽度認知障害(MCI)	初期	中期	後期	
	認知症の疑いがある 日常生活は自立している	認知症を有するが日常生活は自立している	誰かの見守りがあれば日常生活は自立している	日常生活に手助けや介護が必要	常に介護が必要
本人や家族による気づき 暮らしの困りごと	 <ul style="list-style-type: none"> ●地域の相談役 相談 ●かかりつけ医 相談・受診 日常診療 	 <ul style="list-style-type: none"> ●高齢者なんでも相談室 ●認知症初期集中支援チーム ●介護支援専門員 相談 ●認知症疾患医療センター 確定診断 ●介護保険居宅サービス等利用 	 <ul style="list-style-type: none"> ●自宅でサービスを受ける(訪問介護など) ●施設に通いサービスを受ける(通所介護など) ●宿泊してサービスを受ける(短期入所生活介護など) ●施設に入居しながらサービスを受ける(介護老人福祉施設・有料老人ホームなど) 		住み慣れた場所での安心・安全な暮らしの継続
認知症予防のために通える場所や地域活動ができる場所について	P11 参照	<ul style="list-style-type: none"> ●楽しみや役割を持って活動的に過ごす(シルバーリハビリ体操・のだまめ学校・シルバーサロンなど) 			
認知症に対応できる医療機関について	P12 参照	<ul style="list-style-type: none"> ●適切な治療を受ける(かかりつけ医・認知症疾患医療センター) ※本人がいない場合でも、かかりつけ医や専門医に相談できます。 			
認知症の相談窓口について その他、地域の身近な相談役について	P13 参照	<ul style="list-style-type: none"> ●認知症や介護、生活支援のことについて相談する(市役所・各地区高齢者なんでも相談室[地域包括支援センター]など) ●その他、地域の身近な相談役について(民生委員・児童委員など) 			
認知症の方の生活を支えるサービスについて	P14 参照	<ul style="list-style-type: none"> ●住み慣れた地域で生活を続けるための支援を受ける(高齢者福祉サービス:徘徊高齢者家族支援サービスなど) 			
金銭管理・権利を守る	P15 参照	<ul style="list-style-type: none"> ●お金の管理のお手伝いを受ける(日常生活自立支援事業) 		<ul style="list-style-type: none"> ●権利や財産を守る(成年後見制度・消費生活相談) 	
認知症を理解する	P15 参照	<ul style="list-style-type: none"> ●認知症を理解する(認知症サポーター養成講座) 			
介護者が相談や情報交換できる場、地域の居場所について	P15 参照	<ul style="list-style-type: none"> ●認知症について情報交換し、理解者や協力者をつくる(オレンジカフェ[認知症カフェ]・認知症の人と家族の会千葉県支部など) 			
その他の相談窓口について	P15 参照	<ul style="list-style-type: none"> ●運転適性相談窓口(運転についての相談など) 			